

消費税簡易課税制度選択のポイント

Q : 私は、来年から消費税の課税事業者になります。原則課税がいいのか簡易課税がいいのかわかりません。選択のポイントを教えてください。

A : 簡易課税制度は、税額計算は簡単ですが、設備投資等により課税仕入が多額になっても簡易課税制度の方法による納付税額を超えて控除や還付は受けられません。

【解説】

簡易課税制度とは、売上高の一定の割合を仕入高とみなし、仕入税額控除の計算ができるというもので、税額計算が簡単にできるというメリットがあります。

しかし、この方法を選択しますと、設備投資等により多額の課税仕入れ等が発生したときでも簡易課税制度の方法による納付税額を超えて控除や還付を受けることはできないというデメリットがあり、そのデメリットが発生してもいったん簡易課税制度を選択すると2年間は継続適用しなければなりませんので、選択にあたっては十分検討してください。

検討する場合のポイントは、次のような点です。

- ① 通常の(消費税の)仕入率とみなし仕入率を比較し、通常の仕入率のほうが低ければ、簡易課税制度を選択すると有利になります。2年以内に設備投資計画がある場合は、どちらを選択すべきかよく検討する必要があります。

